仙台市ガス供給選択約款

（業務用季節別契約）

平成２６年４月１日　実施

仙台市ガス局

目　　次

１　目的

２　選択約款の届出及び変更

３　用語の定義

４　適用条件

５　契約の成立

６　使用量の算定

７　料金

８　単位料金の調整

９　精算額

10　名義の変更

11　契約の変更又は解約

12　契約の解約に伴う契約中途解約精算額

13　本支管工事費の精算

14　緊急調整時の措置

15　その他

附則

１　実施の期日

２　本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（別表）

１　早収料金及び消費税等相当額の算定方法

２　料金表

１　目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

２　選択約款の届出及び変更

（１）　この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。

（２）　本市は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

３　用語の定義

（１）　「契約最大時間流量」とは、契約期間における１時間当たりの最大の使用予定量をいいます。

（２）　「契約月別使用量」とは、各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。

（３）　「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

（４）　「実績年間使用量」とは、契約期間における実績使用量をいいます。

（５）「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を 12 で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。

（６）「実績月平均使用量」とは、実績年間使用量を 12 で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。

（７）　「最大需要期」とは、11月の定例検針日の翌日から３月の定例検針日までの期間をいいます。

（８）　「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の１ヶ月当たり平均契約月別使用量}} \times 100$$

（９）　「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績月平均使用量}}{\text{最大需要期の１ヶ月当たり平均実績月別使用量}} \times 100$$

(10)　「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいい、小数点以下を切り捨てます。

(11)　「実績最大時間流量倍率」とは、実績年間使用量を実績最大時間流量で除したものをいい、小数点以下を切り捨てます。

(12)　「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(13)　「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては８パーセントといたします。

(14)　「単位料金」とは、８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

４　適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たし、この選択約款の適用を希望する場合には、本市に対して申し込むことができます。

（１）　契約年間使用量が、50 万立方メートル未満であること。

（２）　ガスメーターの能力及び契約最大時間流量が、６立方メートル以上であること。

（３）　契約最大時間流量倍率が 400 倍以上又は契約年間負荷率が 65 パーセント以上であること。

（４）　契約月平均使用量が、820 立方メートル以上であること。

（５）　不測の需給逼迫等の緊急時において、本市が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

５　契約の成立

（１）　この選択約款に基づく契約は、使用者が所定の申込書により申し込み、本市が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立するものといたします。

（２）　契約最大時間流量は、原則としてガスメーターの能力と同一といたします。ただし、使用者が希望される場合には、負荷計測器を設置の上、契約開始又は更新に先立つ前 12 か月の負荷計測器により算定された１時間当たりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を以て契約最大時間流量といたします。なお、算定された実績最大時間流量が６立方メートル未満の場合には、契約最大時間流量は６立方メートルとし、使用者が契約開始又は更新に先立つ前 12 か月の使用実績がなくこの選択約款に基づく契約の申し込みをされる場合には、本市と協議の上、契約最大時間流量を定めるものといたします。

（３）　契約年間使用量及び契約月別使用量は、契約開始又は更新に先立つ前 12 か月のそれぞれの実績使用量と同一といたします。ただし、使用者が契約開始又は更新に先立つ前 12 か月の使用実績がなくこの選択約款に基づく契約の申し込みをされる場合は、本市と協議の上、当該それぞれの契約内容を定めるものといたします。

（４）　契約期間は次のとおりといたします。

①　契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

②　契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。

（５）　本市は、使用者が本契約の契約期間満了前に解約し、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から１年に満たないときには、その申し込みを承諾できないことがあります。（仙台市ガス供給約款に定める料金を除きます。）ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合にはこの限りではありません。（（６）及び（７）において同じ。）

（６）　本市は、使用者が契約期間において４の適用条件を満たせなかった場合には、契約期間満了日から１年間、この選択約款又は他の選択約款の申し込みを承諾できないことがあります。

（７） 本市は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

（８） 本市は、使用者が本市との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

６ 使用量の算定

（１） 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

（２） 本市は、使用者が希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により実績最大時間流量を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、本市と使用者の協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。

（３） 負荷計測器本体費用は本市負担とし、取付関係工事費は使用者負担といたします。

７ 料金

（１） 本市は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（２） 本市は、６で算定された使用量に基づき、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

（３） 本市は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（４） 使用者の都合又は契約違反により、契約を解約又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は（２）に基づく１か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は（２）の従量料金に基づいて算定いたします。

（５） 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、仙台市ガス供給約款第 41 条第１号及び第２号に規定する料金の支払いは、払込みの方法によりお支払いいただきます。

８ 単位料金の調整

（１） 本市は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（５）のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝ 基準単位料金 ＋ 0.080 円 × 原料価格変動額÷100 円 × （１＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝ 基準単位料金 － 0.080 円 × 原料価格変動額÷100 円 × （１＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第三位以下の端数は、切り捨てます。

（２） （１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

83,790 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１（５）に定める各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 134,060 円以上となった場合は、134,060 円といたします。

（算式）

平均原料価格

＝ トン当たりＬＮＧ平均価格×0.9516＋トン当たりブタン平均価格×0.0407

（備考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、本市ガス局の掲示場に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 ＝ 平均原料価格 － 基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 ＝ 基準平均原料価格 － 平均原料価格

９ 精算額

この契約に関する精算額は、初年度単位料金精算額及び適用条件未達精算額とし、本市は、当該精算額を、使用者が５（２）なお書の後段及び５（３）ただし書を適用してこの選択約款を契約した場合に、原則としてそれぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率÷（１＋消費税率）

（１） 初年度単位料金精算額

契約期間満了時において、実績最大時間流量倍率及び実績年間負荷率を当該契約の契約最大時間流量倍率及び契約年間負荷率にそれぞれ読み替えた場合に適用される基準単位料金が、当該契約に定めた基準単位料金を上回った場合、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を初年度単位料金精算額といたします。

初年度単位料金精算額 ＝ （当該契約期間における実績最大時間流量倍率及び実績年間負荷率を契約最大時間流量倍率及び契約年間負荷率に読み替えた場合に適用される本選択約款に規定する各月の単位料金に基づいて算定した当該契約期間における各月の料金相当額の合計額×1.03） － （本選択約款に規定する当該契約期間における各月の料金の合計額）

（２） 適用条件未達精算額

契約満了時の実績が４（３）又は（４）の条件を満たさなかった場合、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を適用条件未達精算額といたします。

適用条件未達精算額 ＝ （当該契約期間における実績使用量及び仙台市ガス供給約款に規定する各月の単位料金に基づいて算定した当該契約期間における各月の料金相当額の合計額×1.03） － （本選択約款に規定する当該契約期間における各月の料金の合計額）

10 名義の変更

使用者又は本市は、契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、当該契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11 契約の変更又は解約

（１） 使用者のガス使用計画に変更がある場合又は２（２）の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議して契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２） 本市に契約違反があった場合又は使用者に契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、相互に契約を解約することができるものといたします。

（３） この契約が解約された場合、本市はその解約後に使用者から仙台市ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。この場合、解約後とは当該契約において最後の検針をしたあとをいいます。

12 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

本市は、使用者が５（２）なお書の後段及び５（３）ただし書を適用してこの選択約款を契約し、その後契約の解約があった場合には、11（１）の規定によるものであって本市がやむをえないと判断した場合又は11（２）の規定によるものであって本市に契約違反があった場合を除き、９の精算額を算定せずに次のとおり契約中途解約精算額を契約の解約月に申し受けます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率÷（１＋消費税率）

契約中途解約精算額 ＝ （解約日までの各月の実績使用量及び仙台市ガス供給約款に規定する各月の単位料金に基づいて算定した当該契約期間における各月の料金相当額の合計額×1.03） － （本選択約款に規定する解約日までの各月の料金の合計額）

13　本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設工事後１年未満の契約期間中において、使用者が、契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、本市は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる本市負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

14　緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、９の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

（１）　定額基本料金割引額 ＝ 定額基本料金 × $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$

（２）　流量基本料金割引額 ＝ 流量基本料金単価 × 契約最大時間流量 × $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{１時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$

15　その他

この選択約款に定めのない事項については、仙台市ガス供給約款を適用いたします。

附則

（実施の期日）

この選択約款は、平成 18 年４月１日から実施いたします。

（実施の期日）

この選択約款は、平成 19 年４月１日から実施いたします。

（実施の期日）

この選択約款は、平成 20 年８月１日から実施いたします。

（実施の期日）

この選択約款は、平成 22 年４月１日から実施いたします。

（実施の期日）

この選択約款は、平成 24 年４月１日から実施いたします。

（実施の期日）

１　この選択約款は、平成 26 年４月１日から実施いたします。

（本選択約款の実施に伴う切り替え措置）

２　平成 26 年３月 31 日以前から本供給約款に変更される前の仙台市ガス供給選択約款（業務用季節別契約）（以下「旧選択約款」といいます。）の適用がある使用者については、次のとおりといたします。

（１）平成 26 年４月１日から平成 26 年４月 30 日の間に料金の支払を受ける権利が初めて確定されるものに係る料金は、旧選択約款により算定いたします。

（２）平成 26 年４月の定例検針日の翌日から負荷計測器が設置される日以後の最初の定例検針日までの契約最大時間流量は、全ガス消費機器の定格入力（キロワット）の合計に 3.6 を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除し小数点以下を切り捨てたものとし、その後は使用者との協議によって定めるものといたします。

（別表）

1　早収料金及び消費税等相当額の算定方法

（1）　料金表の適用基準は次のとおりといたします。

①　料金表の「冬期」は、料金算定期間の末日が 11 月の定例検針日の翌日から３月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②　料金表の「その他期」は、料金算定期間の末日が３月の定例検針日の翌日から 11 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

（2）　早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（3）　基本料金は、定額基本料金及び流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。

（4）　従量料金は、基準単位料金又は８の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調整単位料金に、使用量を乗じた額といたします。

（5）　調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月 28 日（うるう年は２月 29 日）までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が10月１日から10月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が11月１日から11月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が12月１日から12月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（６）　早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

①　早収料金に含まれる消費税等相当額　＝　早収料金　×　消費税率　÷　（１＋消費税率）

②　遅収料金に含まれる消費税等相当額　＝　遅収料金　×　消費税率　÷　（１＋消費税率）

２　料金表（消費税等相当額を含みます。）

（１）　定額基本料金

１か月につき	19,116.00円

（２）　流量基本料金

１立方メートルにつき	432.00円

（３）　基準単位料金

①　契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その１を適用いたします。

②　契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ小型空調機器（エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5ｋＷ（30ＵＳ．ＲＴ）以下のガス吸収式の機器をいいます。）及びガス消費量の合計が50kW以上となるその他のガス消費機器を使用する場合、料金表その１を適用いたします。

③　契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その２を適用いたします。

④　契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その２を適用いたします。

⑤　契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント未満の場合、料金表その３を適用いたします。

⑥　契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その３を適用いたします。

⑦　契約最大時間流量倍率が400倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その３を適用いたします。

⑧　契約最大時間流量倍率が 400 倍以上 600 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント未満の場合、料金表その４を適用いたします。

⑨　契約最大時間流量倍率が 400 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント以上 75 パーセント未満の場合、料金表その４を適用いたします。

１立方メートルにつき	冬　期	その他期
料金表その１	120.54 円	109.96 円
料金表その２	126.81 円	116.22 円
料金表その３	129.40 円	118.82 円
料金表その４	131.99 円	121.41 円

（４）　調整単位料金

（３）の基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。